

(様式第1号)

平成29年度第1回行政評価委員会 会議録

日 時	平成29年8月1日(火) 18:00 ~ 20:30
場 所	芦屋市役所 東館3階 大会議室2
出席者	委員長 林 昌彦 副委員長 寺見 陽子 委 員 小川 賢一 桑田 敬司 上月 敏子 田中 隆  市側出席者 北川 加津美(市民生活部長) 寺本 慎児(福祉部長) 三井 幸裕(こども・健康部長) 辻 正彦(都市建設部長) 山城 勝(都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)) 岸田 太(管理部長) 北尾 文孝(学校教育部長) 川原 智夏(社会教育部長)
欠席者	なし
事務局	稗田 康晴(企画部長) 中西 勉(企画部主幹(総合政策担当課長)) 奥村 享央(政策推進課課長) 濱口 利幸(政策推進課係長) 岡本 将太, 堂ノ前 貴洋, 西村 勇一郎(政策推進課係員)
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- 1 委員会委員委嘱
- 2 部長あいさつ

- 3 委員会委員自己紹介
- 4 市関係職員等の紹介
- 5 委員長，副委員長選出
- 6 委員長，副委員長あいさつ
- 7 会議運営に関する議題等
- 8 議題
  - (1) 委員会に関する説明及び会議録の公表等について
  - (2) 創生総合戦略に関する取組について
  - (3) 今後の進め方，日程について
  - (4) その他

## 2 配布資料

第1回行政評価委員会次第

資料 1：委員会に関する説明及び会議録の公表等について

資料 2：芦屋市創生総合戦略の展開について

資料 3：芦屋市創生総合戦略の事業実施内容について

資料 4：平成29年度芦屋市創生総合戦略評価票（案）

### 【参考資料】

参考 1：芦屋市創生総合戦略

参考 2：芦屋市創生総合戦略（概要版）

## 3 審議経過

（事務局：中西課長） 定刻となりましたので、ただ今より、芦屋市行政評価委員会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。総合政策担当課長の中西と申します。よろしくお願いいたします。

本委員会は行政評価の推進に関する事項について審議いただくこととなっておりますが、今回は本市の平成28年度における創生総合戦略の取組をご評価いただき、今後の取組の改善につなげていくことを目的として開催いたします。

本市の創生総合戦略は、人口減少、少子高齢化などに起因する諸課題の解決を中心に、総合計画を加速化することで目指すべき未来を実現しよう

とするものです。

議事の進行は、本来、委員長にお願いするところですが、第1回目の会議ですので、委員長が選出されるまでの間は、事務局で進行させていただきます。

(次第1 委員会委員委嘱において、委員に委嘱状を交付した。

次第2 部長あいさつ から 次第4 市関係職員等の紹介 まで省略

次第5 委員長，副委員長選出 において、芦屋市行政評価委員会規則の第2条第1項及び第2項により委員の中からの互選で林委員が委員長に選出され、同条第4項の規定に基づき、林委員長の指名により、寺見委員が副委員長に選出された。

次第6 委員長，副委員長あいさつ を省略)

(林委員長) それでは、議題(次第7)、会議の運営について、事務局より報告をお願いします。

(事務局：中西課長) 芦屋市行政評価委員会規則第3条第2項に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない」とあります。本日は委員6名中6名がご出席されておりますので、本委員会は成立しております。

また、会議の公開につきまして、後程、資料でもご説明する予定にしておりますが、この後、議題に入るにあたり、本日の会議の取り扱いを決めていただく必要があります。

本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開と定めております。

本日の議題につきましては特に非公開とするものはございませんので、公開するというようにしたいと考えております。

(林委員長) ただいま説明がありましたけれども、本委員会を公開するというようににつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(委員) 異議ありません。

(林委員長) 了承いただきましたので、公開させていただきます。

これより、会議の傍聴をお認めしたいと思います。傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら、事務局からご案内をお願いいたします。

(事務局：中西課長) 傍聴者はいらっしゃいません。

## 次第8 議題（1）委員会に関する説明及び会議録の公表等について

（林委員長） それでは、議題の一つ目、「委員会に関する説明及び会議録の公表等について」事務局より説明をお願いします。

（事務局：中西課長） 「資料1 委員会に関する説明及び会議録の公表等について」に沿って説明（省略）

（林委員長） 事務局からの説明にもありましたが、会議録については、発言内容とともに、発言した委員名も公表するものとします。

会議録の公表に当たっては、全員で会議録の内容を確認した後にホームページ等で公開していくこととします。

また、今後やむを得ず委員会に出席できない委員においては、事前に意見を事務局まで提出しておくなどの対応をお願いしたいと思います。

今後の進め方についても説明がありましたが、以上のようなかたちで委員会を進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。

（委員） 異議ありません。

## 次第8 議題（2）創生総合戦略に関する取組について

（林委員長） それでは、議題の(2)「創生総合戦略に関する取組について」を事務局より説明をお願いします。

（事務局：中西課長） 「資料2 芦屋市創生総合戦略の展開について」、「資料3 芦屋市創生総合戦略の事業実施内容について」、「資料4 平成29年度芦屋市創生総合戦略評価票（案）」に沿って説明（省略）

（林委員長） 総合計画が文字どおり総合的なまちづくりというものを取り扱った内容のため、説明内容が多く、理解をするのが大変でしたが、その中で人口減少に対してどのように備えていくのか、そのような問題意識で作られています。その部分を強調した形で芦屋市の創生総合戦略が作られています。

今、構成は説明にありましたとおり、大きく二つの基本目標に沿っており、基本目標1は事業1から事業6までの六つ、基本目標2は事業7から事業9までの三つという構成です。評価には、総括的な評価と形成的な評価の二つのタイプがあるとよく言われます。総括的な評価は、当初の計画どおりに進んでいるのかどうかを問題とします。先ほど説明がありましたKPIという指標がそれぞれつけられています。この指標は、事業の進捗状況を把握するためにあらかじめ設けられたもので、このKPIを見て予

定どおりに進んでいるのかという観点から成績をつけるというものです。

もう一つは、結果だけではなくて、中身をもう少し深掘りしていくというものです。結果というのは当然原因があるわけですから、なぜそうなっているのか、さらに事業を進めていくに当たってはどのような問題があるのかということを検討していくものです。単純に成績をつけるだけではなくて、事業を進める観点から検討していくことになります。そのときに参考になるのは、資料2「芦屋市創生総合戦略の展開について」の「(3) 具体的事業の立案」で、具体的事業の立案方法というのがあります。新しい試みをしていくということが当然求められるわけですが、これは従来から行われていたことと大きく離れたことではなく、従来も行っていたことをさらに進めていくということです。そのためには、縦割りの弊害が指摘されるわけで、組織横断的に進めていくということと、スピード感を持って実施をしていくということで、そのためにどのような試みをしていくのかということが一つと、もう一つは、役所だけが頑張っても成果を上げることが難しいものですから、事業者や各種団体、そういう市民の方たちとの協働をいかに進めていくのかということについて、新しい課題に取り組んでいくということです。このような観点から、どのような取組があるのか、またそこにおいてどのような問題に直面しているのか、それを市民の目線から議論していけたらと思います。

それでは、最後の議題に10分を残し、19時50分を目途に皆さんからご意見、ご質問を出していただけたらと思います。先ほどの説明をしていただいた九つの事業がありますので、順番に議論をしていきたいと思います。

それでは、資料3の1ページ目、「景観施策の推進」から始めます。資料4の指標としては、どのKPIが該当するのでしょうか。一対一で対応しているわけではなく、特に限定されてはないということですか。

(事務局：稗田部長) 個別の事業に対して全てKPIが設定されているわけではございません。

(林委員長) 特に関連性があるものを指摘することはできますか。

(事務局：中西課長) 事業1「景観施策の推進」ですと、「(1) 良質な住まい・住環境の形成」の上から2番目にございます「芦屋市屋外広告物条例の規制内容に適合する屋外広告物の割合」、それから「無電柱化率」が「景観施策の推進」と対応しているKPIです。

(林委員長) 先に、事業がどのKPIに対応しているか聞きましょうか。

次の事業2「良質な住宅ストック形成」はどのKPIを見ればいいでしょうか。

(事務局：中西課長) 事業2に関するKPIは挙がっておりません。

(林委員長) 事業3「シティプロモーションの推進」はどれでしょうか。

(事務局：中西課長) 事業3も、プロモーション関係ですので、KPIには挙がっておりません。また、事業4「魅力発信事業」についても、事業として上げておりませんが28年度に初めて実施したイベント関連ですので、対応した指標はありません。

KPIの「(3)安全・安心なまちづくりの推進」の下から2番目の街頭犯罪、侵入犯罪の認知件数が、事業6「防災・防犯の取組」に関連するものになっております。

(林委員長) では、基本目標2のKPIに関連する事業はどれでしょうか。

(事務局：中西課長) まず、「(1)妊娠・出産・子育ての支援」にある待機児童数は、事業7「子育ての支援」のところに書いています。

(林委員長) ここはKPIの「(1)妊娠・出産・子育ての支援」と「(2)教育環境の充実」にそのまま対応していると見ていいですか。妊娠、出産、子育ての支援ということと教育環境の充実ということで、見出しも一致していますので。

(事務局：中西課長) はい。対応しています。

(林委員長) 指標のほうが完全に対応する形でつくられておりませんので、指標だけというよりは現場の実情を聞いていきたいと思います。

それでは、事業1「景観施策の推進」につきまして、どなたからでも結構です。ご意見、ご質問をお出してください。

屋外広告については随分話題を呼び、注目をされているわけですが、これは当然事業者の方の理解を得ることが非常に重要になってくるわけですね。その点についてはいかがですか。

(事務局：山城参事) 屋外広告物条例は、昨年7月1日から施行されています。事業者の方々の協力も得ながら進めているところです。数値を説明しますと、昨年の7月1日から今年の3月末までの平成28年度において、市で設けた助成制度に、9カ月間で6件申請がございました。当初は、条例の内容等を皆さんに周知ができなかった部分もあり、状況でしたが、今年度はこの4月から7月までの4カ月で12件の申請がありますので、数字だけで見ますと、

昨年度より4倍程度のペースで、申請が行われているという状況です。

ただし、この助成制度を使わず、自らのご判断により自己資金で改修されている方もいるという状況です。

(林委員長) 事業は進んでいるという評価ですが、商工会の桑田委員、いかがですか。

(桑田委員) 大分言葉を選ばないと難しい問題ですが。申請件数は、昨年が6件で、今年が12件ですか。

(事務局：山城参事) はい、今年度は4カ月間で12件の申請がありました。

(桑田委員) 増えたとなりますが、芦屋市のこの条例に抵触して、変えないといけなと言われる広告物の対象件数は把握されているでしょうか。

(事務局：山城参事) 昨年の7月1日時点で一旦調査をしました。そのときは広告物の全数が3,600件でして、そのうち文書を郵送した約800件程度が県・市条例に不適合という結果もありました。その後、さらに市の職員が今も現地調査に出て、件数を確認している状況ですので、直近の数字を回答させていただくにはしばらくお時間をいただきたいと思います。

(桑田委員) 現在、市に800件ほど直さなければいけないであろう看板があるのに、今期になってもまだ16件ほどしか進んでいないということです。商工会の会員は芦屋で約1,000件いるのですが、商工会側としては、まだ周知徹底ができてない部分があります。これは商工会側の努力不足もありますが、市の都市計画課の方も個別にすごく丁寧に対応してくれますが、事業主と行政が一对一で相談を進めており、どうしても仕事をしながらでは時間が取れず、相談に行けないままになっている理由も商工会側にはあります。

そのため、例えば町内会や商店街を対象に説明会を行うなどして、こちらの商店街はどの看板がだめですが、どのようにお考えですかとご意見をお聞きするなど、市の助成金が使える残り2年以内にどうされるかのヒアリングもしていただけるとありがたいです。そもそも、この条例ができるときにあれだけニュースで話題になったことで、急に決まったような印象になってしまっています。本当はじっくりと計画を立てて決めていたにも関わらず、周知できていなかったがために商工会側としても寝耳に水という感じがあり、あのような問題になっています。芦屋をよくしたいという思いは恐らく市内の業者全員も思っていることなので、いかに協力していくかが今後の課題になると思います。

(事務局：山城参事) 今後の予定は、まとまってきています。今後は、「掲出されている広告物は市条例には適合していません。」という書面を送る準備もしており、個別にじっくり対応していこうと思っています。

(桑田委員) また、難しい問題ですが、言葉などの表現は少し考えてほしいです。一番問題になったところでは、屋外広告物条例の推進で、本市の町並みにふさわしい広告景観を形成するとありますが、ふさわしいと言葉で書いてしまうと、それに適合しない看板はふさわしくないのかとなってしまいます。そのため、より芦屋のすばらしい景観のために協力しましょう、一緒にやりましょうという文面で書いていただくようにご留意いただければ、商工会の理事会としても告知しやすいので、よろしく願いいたします。

(林委員長) 大概、何でも突然通知が来てびっくりされ、その後はちょっと感情的な問題になってしまう恐れがあるというところは十分ご注意くださいと思いますが、そういう市民の方との対話をどう進めていくのかについて、担当される一部局の問題だけではなくて、やはり全庁的な課題だと思います。コミュニケーション能力を上げていく、職員の力量を上げていくということだと思いますが、そのような取組はありますか。

(事務局：中西課長) 人事部局のほうで積極的に人事研修に取り組んでおりまして、そういった能力形成や政策形成など、対応力の向上についても、年中、いろんなメニューを選べる形で職員研修を実施していますので、力を入れて推進している事業になっていると思います。

(林委員長) 決して、芦屋市の職員の能力が低いということを言おうとしているわけではなくて、ささいなこと、ちょっとしたことが問題のきっかけになるというところをしっかりと注意しておく、あるいは、どのように進めていくのかという経験を庁内でどのように共有していくのかということも必要かと思えます。それが事業を推進していくことにつながっていくという発想が必要だと思います。

(小川委員) 今、ご意見に出たとおりだと私も思います。この景観を形成することによってまち全体の価値が上がるというか、ブランド力が上がるということをきちっとご説明して理解いただくというのが一番大事だと思います。これは市役所の職員の方々だけではなくて、地域ぐるみで取り組まないとなかなか難しいのかなと思いますので、地域の方々の、特に地域の世話役の方々にきちっとご理解いただいて、市民を含めて一緒にやるということが



必要かと思います。

(林委員長) これは協働のパートナーという点でいいますと、当然、個別の業者の方、それから商工会のほかは何か考えられていますか。町内会などの組織もパートナーになってくるのですか。

(事務局：稗田部長) はい。市内にもいろいろな市民活動をされている団体もたくさんございますし、それら全て含めてということになります。

(林委員長) 田中委員、自治会とか市民の方から見たこの問題はどうか。

(田中委員) これは他の行政も同じかもしれませんが、私が経験する限りでは芦屋市は突然話が出てくることが多いです。話し合うのではなく、説明して終わりというのが多いです。これだけに限らず他にもありました。結構あちこちに顔を出しているのですが、説明したら全て納得いくという考え方は少しおかしいと思います。さっき先生がおっしゃったように、説明と話し合いとは別です。

広告物では、あれだけアドバルーンを大きく上げられたのは、別に私は反対してないですが、大きい広告物が全然減ってないと思います。大きくない広告物は減っているように感じますが、一般市民から見ると、全然進んでないように見えます。ビルの屋上などの大きな広告物がほとんど残っています。地面ののぼりなどの小さい広告物は無くなりましたが。減ってないとは言いませんがせっかくそこまで商工会と色々な問題を提起しながら進められたのですから、大きい広告物を先に減らすと市民は無くなったという感じがするのですが、今はほとんどそのように感じません。

10年かけて進めるとおっしゃっていますが、10年先のことは誰も分からないので、できればやはり大きい広告物から減らしてほしいです。ただ、大きい広告物のほうが非常に難しいとは思いますが。小さい広告物を攻めていくほうが、個人事業主が多いため楽ですが、やはり大きい広告物をできるだけ減らしてほしいです。そうすると、小さい広告物を減らす際も、あの大きい広告物がなくなったから仕方ないかと思うのではないかなと思います。

(林委員長) 800件というのはかなりの数ですから、優先順位を考えていくことも必要かとは思いますが。

それでは、次の事業2「良質な住宅ストック」です。空き家問題については、特定空き家など、深刻なものはないということですが、それ以外、

潜在的な空き家といますか、そのようなものがあるのでしょうか。

(事務局：山城参事) 空き家の状況の調査をちょうど1年ぐらい前の夏から進めています。市内には約4万7,000戸の住宅がございます。これは、戸建ても集合住宅も含めての数字でございます。

その4万7,000戸のうち、約2,000戸が空き家と思われる状況です。この内訳は、戸建てが350戸、残り1,650戸がマンションという状況になっています。今、市が目しているのは、この戸建ての空き家です。なお、この350戸の中でいわゆる特定空き家、今にも崩れそうで、または、倒れそうであるとかいう建物は無いという調査結果も出ています。

今後、この350戸の空き家については、現在案を作成中ですが、今月から、個別に調査票を送らせていただいて、空き家になった経緯や現在の状況、お手入れの状況、どんなことでお困りになられているのかという意向調査を始めようという状況です。

(林委員長) 現在の空き家対策の取組状況について、追加説明をいただきましたが、いかがでしょうか。

調査をした後にどうするのかというシナリオはありますか。

(事務局：山城参事) 意向調査票の中に、選択項目や記入欄を載せており、空き家の利用方法がわからないという方には、相談を希望されるかどうか、意思確認書と共に返送をしていただこうと思っています。まずは、相談にのって、宅地建物取引業協会の方々の協力も得て、どのような活用ができるかというところまでをトータルで取り組もうと思っています。

(桑田委員) 恐らくこの空き家問題というのは、地方の方が多いと聞きますが、やはり芦屋というのは都会であるし、比較的裕福な方が多いので、そういった空き家がないという調査報告はわかります。それでも空き家が350件あるというのは、相続絡みの問題や、六麓荘に関しては分譲で割って売れないなどの問題があると思います。岩園や朝日ヶ丘のほうでは、大きな住宅を割って、2～3件の戸建て住居を売り出すのを最近よく見ますが、その中には、芦屋市特有の古い洋館や、建築物的に価値のある建物も多数あるかと思っています。そのあたり、行政は保護することや2次利用を考えていらっしゃるのですか。

(事務局：山城参事) そこに特化したことは、空き家を対象とした制度はないですし、具体的な考えはありません。

しかし、この意向調査の中でそういったことがあれば抽出もしていきたいと思っています。

(桑田委員) 芦屋の建物は、歴史的に見てもこの阪神間で非常に価値のあるものが多くあり、浜の平田町のあたりも非常にいい建物が多かったですが、震災で住民の方が市外へ出てしまっていて、その古い家の維持補修ができなくて更地にして、普通のハウスメーカーの建て売りが増えるというパターンが20年間で非常に多かったことがもったいないと思っています。古いお屋敷とか洋館というのが芦屋市のせっかくの良さだったのに、何か2次転用ができればよかったなと思っていました。しかし、良質な住宅ストックという単語だけ聞くと、せっかくいい家があるのに、相談にはのりますが、結局相続相談や分譲仲介で宅建業界のほうを仲介し、そのまま残す方向で売るといような提案はできますが、行政としてもう一步踏み込んで、何か2次利用とかはできないのかと思ったのですが、そういうのは条例的に難しいですか。

(事務局：山城参事) 景観に係る重要建造物という定義がございまして、法に基づきますと、所有者の方のご同意であったり、造作ができなくなったりという一定の制限がかかることもございます。自治体の承認や許可が必要だということなどが全てクリアできれば現実になると思いますが、個別での相談が重要となり、ご理解を得てからということになると思います。そういったことを念頭に置いて進めていくべきことのひとつだと思っています。

(林委員長) まず戸建ての350戸について、カルテをつくるということですよ。

(事務局：山城参事) はい。管理番号を設けて一覧にしようと思っています。

(林委員長) 例えば、今年度中に100%近く調査を終えるなどといった目標になってきますか。

(事務局：山城参事) はい。調査は2カ月程度で終えようと思っています。別途プロジェクトチームで取り組んでいるテーマがありますので、この調査結果を用いて進めていく取組も一部あります。早く進めたいと思っています。

(林委員長) では、正確な現状把握をした上でやるのですか。

(事務局：山城参事) はい。

(林委員長) さらに今後どう進めていくのかということですね。検討いただければと思います。

(田中委員) 空き家の定義はどうなっていますか。何をもちて空き家と言っています

か。

(事務局：山城参事) 当初、実施した調査は、市の広報紙をシルバー人材センターの方々及各戸配布をしている機会をこの調査と同時に行い、ポストに配布できない場合、空き家と認定をしました。1回ではなく、複数回確認しています。この調査結果をもとに、再度、市の職員や宅建協会が現地調査に行っています。ただ、敷地の中に入ることは難しいので、外観の様子から空き家調査を行ったということです。

色々な方法があると思います。自治体によっては、水道メーターの閉栓や電気メーターの状況などから確認するなどのやり方もあるようですが、本市としてはポストへの郵便物の投函状況などを含めて調査しました。

(寺見副委員長) その350戸はこれから調査をするわけなので、どのような大きさの空き家かはわからないということですね。

(事務局：山城参事) 350件は全てカルテを作成済みです。現地の写真、位置などは把握しています。

(寺見副委員長) 一般的にはどれくらい大きさの空き家が多いですか。

(事務局：山城参事) 様々です。大きなサイズから一般の2階建ての住宅もあります。

(寺見副委員長) 小さいサイズもありますか。空き家をチェックしようというのは、やはり防犯のためですか。それとも、空き家をもっと有効活用したいという意味でしょうか。

(事務局：山城参事) おっしゃるように、防犯面とか周辺環境への影響などもあります。当然、先ほどから話題にある景観もありますし、まちのにぎわいが活性化という面であれば、やはり活用して人が住むとか、商店であれば店舗が入るとかというようなこと、いろんな面が出てくるかと思います。

(寺見副委員長) 市内の中でそれがどういう分布図になるかということまでチェックされていますか。

(事務局：山城参事) 所管では終えています。

(寺見副委員長) どのあたりの地域に多いとかいうことはありませんか。

(事務局：山城参事) 先ほどご紹介のあった町は少々多いと思います。個別には申し上げにくいですが、山手の一部などです。他にもありますが。

(寺見副委員長) なぜお聞きしたかといいますと、子ども子育てのほうでは、例えば小規模保育事業だとか、これからもっと保育施設を増やしていかなければいけないのに、芦屋市にはもう土地がないです。南に行って大きな埋め立て地

区のようなところならありますけど、町の中でどこかに作ろうと思ってもなかなか見つからない現状があって、そういった土地が見つからないために応募が減ってきているという現状があります。保育施設にする場合にはかなり設置条件がかかりますので、ただ空き家であればいいというわけにはいきませんが、例えば空き家がそういうことに使えないのかどうか、検討の余地があるかどうかというのが気になる点です。それから、妊娠している若い夫婦や、今、子育て中の若い夫婦に安く住宅を提供するというのも、子ども子育ての政策の中にあるわけです。だから、例えば持ち主がわかれば、現在子育て中の親には、ブランドのある芦屋で安く借りて住みませんかという、そういう活用の仕方をしていくのも1つではないかと思ひ、どのあたりに空き家が多いのかを質問しました。不便なところだと子育て中の方は使いにくいだろうし、もちろん保育施設だって使いにくいと思いますので。

先ほどの屋外広告物の件もそうですが、政策が一つ一つぶつ切れになるのではなく、お互いがどこかで有効活用し合えるような横のラインをつくるのも大事かと思ひます。例えば、屋外広告物では、フランスやスイスでは、広告塔そのものが芸術作品となっています。だから、広告を無くすことが目的ではなく、広告していただく代わりに芦屋ブランドに合ったことをお願いするなどです。先ほどおっしゃった、適切じゃないという文言がよくないのはそのとおりだと思ひます。だから、もっと芦屋がすばらしく見えるような広告の仕方、広告デザイン、これは美術だと思ひます。まちの景観で、例えば広告がある地域で何本かずつあって、そこなら広告を張っていい代わりに、デザイン面を競い合わせるなどすれば、まちの景観にもつながっていくかと思ひます。それは可能か不可能かわかりませんが、家屋に関してはそういう活用の仕方を考えてはどうかと思ひました。

- (林委員長) まさに横断的に利用していくということですね。
- (寺見副委員長) 両方使えばいいのにと思ひました。
- (林委員長) 子育て支援で何かそういう空き家を使うという発想はありませんか。
- (寺見副委員長) 今のところはないかと思ひます。
- (事務局：三井部長) 寺見副委員長がおっしゃられた小規模保育事業所は5か所あります。ただ、戸建てで小規模保育事業所ができるのかというのは条件がなかなか厳しいので、今350戸のカルテを作るのであれば、いずれかの段階でご本人

にもお知らせをして、利用したいという意向があれば、マッチングは将来的には可能かと思います。

(桑田委員) その場合ですと、戸建ての空き家より、集合住宅の空き家1,650戸のほうを有効活用したほうが正解ではないかと思いますが、この残り1,650戸はどのように調査を行い、どのように有効活用を考えるのでしょうか。

(事務局：山城参事) 集合住宅の空き家については、個別の調査の予定はなく、実態はそれぞれのマンションの管理組合が把握をされているということもありますので、マンション管理組合を束ねるマンション管理組合ネットワークからの情報提供など、全体の情報の集約を図っています。現在のところは、集合住宅の空き家に着目した対応は考えておりません。

(桑田委員) 集合住宅の空き家が件数も多いので、早く実績になるのかと思ったのですが、ただマンションの中の一部の空きがあるだけでは、子育て面の利用は厳しいのかもしれない。だから、戸建て空き家を、特に子育てで人口減少を止めるためにというので子育てが注目されているので、そこに、先ほど言ったように連携してうまく有効活用できるのが一番じゃないかなと思います。

(事務局：山城参事) 先ほど委員からありましたように、組織横断的にやろうという取組の中で、このストック活用に関するプロジェクトチームを作っています。そこで今回の空き家調査の結果を用いて、そのプロジェクトチームの具体策を検討していこうということで取り組んでおり、今ご指摘いただいたことを検討しています。よって、潜在的な需要というものが今回把握できますので、立地、環境、規模、あとは所有者のご意向とのマッチングができれば、いろいろなことができるかとは思っています。

(林委員長) それでは、事業3「シティプロモーションの推進」についてです。

シティプロモーションとなると、当然外部への情報発信ということが注目されますが、もう一つは内部での市民への浸透といいますか、外部ばかりではなくて、それが市民に理解されているということが重要です。ここに出てきます「憧れを、日常に。芦屋市」というロゴマーク、そのコンセプト、さらにそれが実際にまちづくりにつながっていないと意味がないですが、市民の目から見えていかがでしょうか。

(上月委員) 質問ですが、最後の項目で、29年度以降のプロモーションのためにアンケート調査及び分析を行ったということですが、調査内容と分析結果を教

えてください。また、その結果を踏まえて、今後どのような事業につながっていくのかということ、それから交付金の使途に関する事で、アンケート実施、分析のみにかかる費用なのか、今後の事業に対しても使用される費用なのかということをお教えいただけたらと思います。

(事務局：稗田部長) 今回、この2市1島合同プロモーションとは、先ほど少し触れましたが、近隣にある神戸市、淡路島の洲本市、それから淡路市とで、本市だけではなく、それらを一つのエリアとして魅力を発信していこうという取組がそもそもの考え方です。

本市の場合、非常に市域も狭いまちですから、1時間もあればよその市、よその町へ足を運ぶことができ、日常的に生活圏として考えると、そういうエリアまで含めて芦屋の魅力というものを考えてもいいのではないかとということが発端であります。その中で、どういう部分にターゲットを絞ってエリアとしての魅力をいかに発信していくかということをお抽出・分析していくために、調査を行わせていただきました。

首都圏を中心にというターゲットで考えていくのですが、首都圏の、特に30代、20代の方々の芦屋のまちのイメージを今回分析させていただいた中では、やはり高級住宅地としてのイメージが非常に強いというのが一番傾向として出てきていて、認知度も一番高かったです。ただし、その認知度の高さが移住の傾向、いわゆる住みたいということにつながっているかということ、決してそうではないという結果も一方では出てきております。

今回のキャッチフレーズ、コンセプトに、「憧れを、日常に。」ということも、そういうところを含んでいて、首都圏の方から見ますと、市域全体が高級住宅地というイメージを持たれているケースが多々ございます。いわゆる一般のサラリーマン家庭の方々が住む場所としてはなかなか選択肢としてあがないというイメージにどうしてもなるというところを、そうではない部分もたくさんあって非常に生活しやすいまちであるという本来のところを知らせていきたいということが、「憧れを、日常に。」というキャッチフレーズのコンセプトにも含まれています。

一方、認知度は決して高くないですが、良い点として交通の利便性が非常に高いというところがあります。例えば、大阪・神戸まで15分、20分あれば通える場所にあるということも、なかなか首都圏の方々には認識されていません。ただし、その交通利便性の高さは、住む場所としては非常に

魅力が高いという結果が出てきていますし、他にも、市内では歩行喫煙が禁止されており、たばこの吸い殻も非常に少ないですが、ごみも少ないまちであるということも、まちの魅力として、住む場所としての魅力としては非常に高いものがあるという結果も出ています。

そういった分析をもとに、もっと芦屋の本来の姿といいますか、住む場所として最適な場所であるというところを発信していきたいという結果に、今、至っているところでして、そういったところをもっとPRをしていこうという考え方になっています。

この交付金事業に関しては、4市のいわゆる2市1島の合同プロモーションに関しては3カ年の計画になっておりますので、それらを含めた3カ年の計画の中で交付金が交付される対象事業になっているということです。

(小川委員) シティプロモーション全体の推進の中で一番ターゲットとしているのは、どの層になるのでしょうか。若い世代でしょうか。

(事務局：稗田部長) 子育て世代が中心のターゲットと考えています。

(小川委員) 首都圏でのプロモーションに力を入れるというところも、若い世代に何とか芦屋に戻ってきて欲しいという考えもあるのでしょうか。

(事務局：稗田部長) はい。数字上では、20代前半で東京に出られる方が圧倒的に多いです。進学、もしくは就職のタイミングで首都圏に移転される方が本市の中では圧倒的に多いという結果になっております。それらの方々が、一定働き始めて落ちついた頃に、生まれたまちに戻ってきていただければという部分もありますし、新たに東京首都圏から関西のほうに転勤される際に芦屋を選んで住んでいただけるようにという側面も考えています。

(小川委員) 兵庫県全体が、子育て世代の転出が多いという結果になっています。兵庫県の産業の問題なのかもしれませんが、県全体での減少も大変多いため、首都圏だけでアピールするのが本当にいいのかと思います。芦屋市だけのことを考えれば、例えば、関西圏にもっとアピールをするのもいいのかと個人的には思いました。

(事務局：稗田部長) 首都圏が一番対象としては大きく、ターゲットとしてそこに人数がたくさんいらっしゃるという実態がありますので、どうしてもそういう部分はありますが、その次に来るのがやっぱり関西圏近くの大阪府下と考えていますので、全くやらないということではなくて、関西圏にも訴えかけていくという考えはございます。



(林委員長) 課題のところに書いてありますが、具体的にどう進めていくのかということについては未定ですか。

(事務局：稗田部長) 本日、事前にお送りした資料の中にプロモーション戦略というのを策定して、これをもとに進めていこうという考え方でございます。このプロモーション戦略の中で、先ほど委員長からもありましたように、対外的なことだけではなくて、市民の方々にも自分の住んでいるまちの魅力を改めて認識していただいて、住み続けたいという思いをさらに強く持っていただきたいということも当然含まれています。シティプロモーションは、行政だけで進められるとは思っておりませんので、いかにたくさんの方に参画をいただいて取り組んでいくかが肝になってくると思っています。そういう視点で取組を進めたいと考えています。

(林委員長) このロゴマークですが、今説明された考え方というのが市民の方にどのぐらい浸透しているのでしょうか。まだこれからということでしょうか。

(事務局：稗田部長) ロゴマーク自体は知られているかもしれないですが、今ご説明したような、どういう意味が込められているかまでご理解いただいている方は少ないかもしれないです。

(桑田委員) そうですね。まだまだな部分は確かにあると思いますが、ロゴマークを見る機会は増えました。切手にしようかという話もあるのでいいですけど、せっかく今おっしゃっていただいた理念の部分の部分がまだまだ伝えられてないという現状を踏まえて、どうすればいいかは今後の課題だと思います。

また、「憧れを、日常に。」のキャッチコピーで、どうしても第一印象では首都圏にいる方に来てほしいという考えが表れていると思うのですが、どちらかというと、子育てや仕事も一段落して、お金に余裕ができた上の世代の方にアピールするのも良いのではないのでしょうか。まちも便利できれい、何ならもっと介護とか福祉のほうもよかったら、終の住みかに芦屋はいいなというアプローチならまだわかりますが、今目指しているのは子育て世代ということであれば、もっと子育てに特化したものと一緒にこの「憧れを、日常に。」のキャッチコピーをつけないと、子育て世代が帰ってこられないと思います。どうしても意識として芦屋は土地が高く、家賃・物価が高いと思うと、共働きの子育て世代は芦屋ではなく他市に行ってしまうがちですので、やっぱり住みやすいというものを育児に特化して

アピールしないと、ターゲット層に響かないと思います。

私の同年代でいうと、芦屋に住んでいて、先ほど言った結婚、転職、転勤などで市外に流出します。帰ってきている同級生たちもたくさんいますが、やはり、親との同居をきっかけに帰ってきているパターンがほとんどです。そのため、同居に対するアシストとして、今住んでらっしゃる自治会の方とかに、2世帯で住む良さとか、芦屋に親子で住む良さみたいなのをアピールすると狙っている層に響くのではないかと思います。大まかに変えるのではなくて、そういうターゲットをねらった説明文なんかもあると、芦屋が小学校など学校もありますので、響きやすいのではないかと思います。大阪、東京の人に帰ってきてくださいだけではなかなか響かない部分があるのではないかなと思います。

(林委員長) それでは、次に事業4「魅力発信事業」です。何が魅力なのかということになりますが、誰に対して何を魅力として発信するのか、また、どういう意図での発信ですか。つまり、これも子育て層への発信ですか。

(事務局：中西課長) スマートフォンアプリを最初に商工会と協働で開発をお願いして実施しました。市内の商業の活性化として、お店の紹介も含めて、市外から来ていただいて芦屋市内をより多くの人に巡回していただくことを目指してアプリを開発し、スタンプラリー機能を加えるなどといった形で、様々な催しに活用し、魅力あるまちであるということを知っていただきたいと考え、開発のきっかけになったものでございます。

(林委員長) 先ほどの憧れの部分をアプリで発信すると理解してよろしいでしょうか。

(事務局：稗田部長) 当然でございます。市内にたくさん魅力のあるスポットがございますので、そういった部分を広く発信をしていくツールとしてアプリを開発しました。その中で様々な商店も加え、芦屋の活性化につながるよう開発しました。

(林委員長) 今、この発信しているコンテンツというのは、どのぐらいの件数で、今後どのぐらいまで増やすのでしょうか。

(事務局：奥村課長) 正確な数字は今、手元にありませんが、私が聞いているところでは、お店の関係で1,000件以上、公共施設は、公園などで800件近い数の情報が載っています。その他、市内の回遊ルートも入れています。また、ライトノベルの「最後の晩ごはん」のARスポットは市内の文化施設等に10か所ございます。

(林委員長) 総アクセス件数や、どの内容にどれだけアクセスがあるかなどの把握や

分析は行われていますか。

(事務局：奥村課長) アクセスについては把握できていませんが、アプリのダウンロード数は、4月では2,300件ほどとなっています。

(林委員長) 利用の実績などについて、開発やコンテンツに関係している業者などとは共有されていますか。

(事務局：奥村課長) 定期的に打ち合わせ等、行っています。

(桑田委員) この8月1日から1カ月間、ウルトラマンとコラボ企画の777プロジェクトに、スタンプラリー機能を活用して実施しますが、まだアプリが2,000件程度のみのダウンロード数ですので、実験的に行っている部分が多いと思います。ただし、これは単純に商売のお店紹介ではなく、文化的な視点や憧れの部分というのも、今後活用できるツールではあるので、それが本当に育児と連携して、例えば子どもの小児科の病院や夜間救急の病院の位置など、生活面とも密接していけるアプリではあるので、一概に商売だけの発展では言えません。ただ、試験的に行っておりますので、アプリ上のトラブルもあり、まだ改良の余地があると思います。今の段階で委員の方にお見せできる資料としては非常に心もとないと思いますが、1カ月たてば、777事業のアクセス数などをご報告できると思います。

(寺見副委員長) 時間だけではなく、対象を老人とか、子育て世代などにできないでしょうか。こういうコースがいいというのはわかりますが、例えば、山のほうのコースは高齢者には難しい。自分が行けるかがわからない、子どもを連れて行けるのかがわかりません。最近の子どもたちはやっぱり戸外活動が少ないので、日曜日に親子で歩こうコースなどがあれば利用すると思います。また、スタンプを集めたら、ウルトラマンのスタンプがもらえるなどもあると思います。

(桑田委員) 現在はルートマップという形でご案内していますが、今後、市民の方が意外と知らないことをアピールできます。実は図書館ってすごい建物だとか、芦屋警察の建物が非常に古くルパン3世で使われたとかという情報発信にも活用できるので、子育てには向いているアプリだと思います。特にスマートフォンで起動するので、子育て世代の若い方にはピンポイントで普及できるアイテムです。

(寺見副委員長) ぜひお願いします。現在のアプリでは健脚の人が利用するという感じですが、親子メニューや、高齢者・若者向けなどのコースを作っていただく

と私も行きたいと思います。

(桑田委員) 関係課と連携して、メニューを増やしていくことはできると思います。

(寺見副委員長) 行政側からも、アピールしてほしいこともチェックポイントに入れておいてオリエンテーリングを行うなど、ちょっとした遊び心があってもいいと思いました。

(林委員長) 様々な使い方ができるというのが、これを読んだだけではぴんとこなかったですね。流行のものをつくったという程度の印象でしたが、これをどう育てていくかというビジョンを持たないといけないし、共有することによってコンテンツを豊かにしていくということが可能になってくると思います。もう少しまくアピールできるようなのが必要なのかなとは思いますが、その辺の情報が何かあれば、追加的に提供していただければと思います。

次に、事業5「全世代交流・多機能型拠点の整備」です。居場所づくりとは、物理的な場所をつくっていくということですか。これも大きなものをつくるだとか、あるいは小さなものをたくさんつくるだとか、いろいろ考え方があるかと思いますが、こういった考え方で居場所づくりをされていますか。

(事務局：寺本部長) 居場所づくりということで、前年度につきましては、様々な世代の方が交流できる場所ということで、1日のみの場合もありますが、こういった企画を行いました。

将来的には、各地域に様々な居場所を設けていくということで考え方を整理しております。ただ、今回の居場所づくり事業については、ちょうど第3次地域福祉計画が4月からスタートしており、それまでの市民会議であったり、ワーキングチームであったり、大体30人ぐらいの市民の方がそれに参加をさせていただいていましたが、その方々と市の職員、創生総合戦略のワーキングチームのメンバーが一緒になって運営をしたというところに非常に意義があったと考えております。

高齢者にとっても、子どもさんにとっても、居場所がないという問題が芦屋の中で起きており、これを各地域で発展的につくっていけないだろうかということを想定しながら、第一歩の取組を行ったということでございます。当日は高齢者の方はもちろん、子育て世帯の方も本当にたくさん来ていただきまして、楽しんでいかれたと認識しています。

(林委員長) 先ほどの空き家の活用も一つの視野に入っていますか。

(事務局：寺本部長) 市民の方と市民会議で議論をする中で、当然その話も出てまいります。今、空き家というよりも、介護保険事業の中で通いの場づくり事業というのを行っております。市民がそれを運営し、ご自宅の一部分等を使って高齢者の方に来ていただく事業ですが、これを例えば空き家の一部分をお借りしてできるということであれば、とてもいいかなと思っております。また、打出商店街に「まごのて」という場所がございます、もともと商店街の商店ですが、その土地を持っている方からお借りをしまして、プレハブの建物を建てて交流の場を設けますが、将来的にそういった商店の空き家になっているところに、付加価値として、そういう活用をすれば減免が受けられるとかいうことも想定しながら、事業としては進めたいと思っております。

ただ、空き家の実態調査で出た結果として、どういう状況になるかちょっとわかりませんので、そういう可能性があれば、そのところには着目していきたいと思っております。

(寺見副委員長) スマートフォンアプリも視野に入っていますか。

(事務局：寺本部長) はい、当然アプリがどんどん発展していくと思いますので。

(寺見副委員長) スポーツフェスタのときは何を実施したのですか。

(林委員長) スタンプラリーですよね。

(寺見副委員長) そうであれば、わざわざスポーツ公園でなくても、なぜスマートフォンアプリを活用しなかったのですか。

(桑田委員) テントやお店を出して、いろんな団体が集まるので、まちなかではなく総合公園で行いました。

(寺見副委員長) スマートフォンアプリとの相互利用があってもいいと思いました。

(小川委員) 私もおっしゃるとおりだと思います。せっかくのアプリなので、健康と絡めてポイントをつけてあげるなど、インセンティブが働くようなことをやれば、もっとダウンロード数が増え、子どもからお年寄りまで楽しめる形になるのかなと思います。アプリを使うのは非常にいいとは思いますが、使い方をよりよいものにしていくということは必要かなと思います。

(林委員長) 9つの事業があるのですが、その事業間の相互関連をもっとつけるアイデアがないということです。さらに検討する余地はあると思います。

それでは、次に事業6「防犯・防災の取組」です。防災や防犯は、情報

が一番重要なので、提供する手段として様々なものがあるかと思いますが、例えば先ほどのようなスマートフォンアプリには、防災は載っていますか。

(事務局：稗田部長) 防災でのアプリはないです。フェイスブック、ツイッターのいわゆるSNSを活用して防災情報を発信していくというのは、新たに取り組んでいるところです。

(林委員長) 日常生活で、例えばそこにどういう危険があるとか、防災の拠点などについては、日常生活の中で把握できるものが必要だと思います。

(事務局：辻部長) ここでどんな危険性があるとか、標高がどれぐらいかとかいう既存のアプリがあるので、そういったものは紹介していこうと思っています。

(林委員長) そうすると、あれもこれもという形になり、SNSやアプリは万能ではないですね。

(事務局：辻部長) そうですね。

(桑田委員) アプリに万能を求めるのは難しいですが、アプリと絡めてというのは視野の1つとしては持っていたいきたいと思います。やはり防災防犯でいうと、どちらかというと警察関連の団体や、防犯協会と密に連携し、行政だけでは難しいので、防災訓練の告知などでこういうのをうまく使うと非常に有効だと思います。

(事務局：稗田部長) 先ほど紹介しましたアプリの中にも、避難所に指定している施設や、AEDを設置している場所が市内のどこにあるかも地図で検索できますので、そういう意味ではアプリの中にも、防災安全に関連する情報も入っています。プッシュ通知がそれぞれの方に行くという機能まではできていないということです。

(寺見副委員長) 芦屋市のAEDはどの程度設置されていますか。

(事務局：稗田部長) 基本的には、公共施設には全て設置しています。

(寺見副委員長) コストがかなりかかりますよね。

(事務局：稗田部長) 定期的に取り替えが必要であり、コストはそこそこかかります。

(事務局：辻部長) コンビニにはほとんど置いていただいていると思います。

(事務局：稗田部長) アプリへの登録は、159か所ございます。

(寺見副委員長) かなりたくさん置いてありますね。ありがとうございます。

(田中委員) アプリの話が出ていますが、高齢者はほとんど使いません。携帯に来るのはごく限られた情報で、しかもこちらが登録しないと来ません。若い人は使いますが、30%は65歳の高齢者だということは忘れないでほしいです。

それともう一つ、緊急告知ラジオは高齢者にとって重要です。ところが、電波が非常に弱く、木造の家ではほとんど電波が入らないです。普通のラジオ放送は入ります。訓練で鳴らしているスピーカーの評判が非常に悪く、ほとんど聞こえないとのことで、ラジオを設置されたのだと思いますが。集会所などの公共施設でも、利用方法がわからず、電波がキャッチできていないままのものもあります。せっかく1台8,000円くらいするので、機会あるごとにチェックしてほしいです。

(事務局：辻部長) AMの電波が入れば、FMも入りやすいです。おっしゃったように、地形的な理由でどうしても電波が弱く、地域のラジオ局だということもあり、場所によって入りにくいところがあります。現在、J-COMと提携をして、それなら電波が入りやすい、入りにくいという差がなく、同じサービスを受けていただけるというメニューも用意しています。

(田中委員) ぜひ考えてください。

(事務局：辻部長) また、追加の費用がかかりますが、個別のアンテナというか、簡単なアンテナを設置すると電波が入りやすくなる可能性が高いです。

(田中委員) それもありますが、別売りですからね。せっかく配られたのですから、機会があれば公共施設に行って、チェックしてあげてほしいです。高齢者にとっては、命綱になる可能性があります。

(事務局：辻部長) そうですね。基本的に、ご自宅のラジオで一度電波が入るかどうかを確認していただいてからご購入いただいています。

(田中委員) どのように確認していますか。

(事務局：辻部長) ご自宅のラジオです。お持ちでなければ、ラジオをお貸ししています。どうしても電波が入りにくいということであれば、さくらFMが追加のアンテナのご相談にのってくれます。

(林委員長) 次に、基本目標2です。先ほどのところで、子育て世代がターゲットであるということでしたが、子育て世代にアピールする情報の中身がここで議題となります。事業7「子育ての支援」ですが、いかがでしょうか。

(上月委員) キッズスクエア事業が拡大している中で、利用者はどの程度あるのでしょうか。

(事務局：川原部長) キッズスクエア事業は、平成27年から実施しており、登録人員は年々増えています。27年度は当初は3校だけで872名です。その当時は、対象3校の全児童に対して44.2%の登録率でした。28年度は6校に増えまして

1,606名、対象児童の占める割合は48.4%です。現在、もう1校増えて、現在7校で行っており、7月20日現在で1,921名、登録率は50.1%ということで、年々登録率や平均利用人数も増えている状況です。今年度中に残りの1校で実施し、8校全てで行います。

(上月委員) 子どもたちの放課後の居場所がなく遊び場所がない中で、こういう取組が増えていくのは非常に良いことだと思います。最近、こういう取組がますます増えていき、地域のボランティアの方々の横のつながりや協力なども出てきていると聞いているので、非常に良いことだと思います。

(寺見副委員長) 可能であれば、6年生までよろしく願いいたします。

(上月委員) 資料4のK P I 「(2) 教育環境の充実」の二つ目に、小学校の英語学習で、これからも英語を使ってみたいと答えた児童の割合という項目が上がってきていますが、これは地方創生加速化交付金の対象にはならないのでしょうか。小中学校学習指導要領の改訂が行われ、平成30年度より移行措置期間に入り、外国語科の授業も始まりますので、そういったことに地方創生の交付金を使えないかと思います。

(事務局：稗田部長) 交付金の使途については、決して何がだめというメニューはありませんが、英語なら英語学習において先進的な取組でなければ、なかなか交付金につかないという現状があります。

先ほどの交付金事業として活用してきたものについても、形の上ではそういう取組としないことには、なかなか交付金は出ないという現状がございました。ですから、英語活動を教育の中でやることについて、従来のものや、誰もが考えるようなステップを踏むものでは、なかなか交付金は出ません。

(上月委員) 芦屋であれば地域の方の中にも英語の堪能な方や関心の高い保護者がたくさんいらっしゃいます。また、子どもたちの関心も高いです。小学生から簡単な英語が話せること、外国語活動や外国語科について積極的に取り組んでいくことは、子育て世代に対するアピールになるのではないかと思います。

(桑田委員) 市立幼稚園、保育所のあり方の公表とありますが、私もフェイスブックや案内で知ったくらいです。統廃合の話については、現状はどうなっていますか。

(事務局：三井部長) 「あり方」については、本年の2月13日に発表いたしました。内容は、



市立幼稚園8園を、当初は4園にし、市立保育所6か所を2か所にする。保育所は、2か所を民営化する。また、平成27年に子ども・子育て新制度ができ、新しい制度になった認定こども園については、私立の認定こども園の誘致としており、公立の認定こども園は考えていませんでしたが、公立の幼稚園と保育所を統合する中で公立認定こども園をつくることにしました。この計画を発表し、説明会等を行う中で、説明がいきなりだというご意見や、土地がないため見出すことができなかつた山手圏域での待機児童対策について、やはり必要であるというご意見、打出保育所の民営化の時期をずらすべきであるとのご意見等をいただきました。また、西藏の市営住宅跡地での公立認定こども園については、250人から300人の規模を予定していましたが、市民の方から不安というお声が多く、その不安感を軽減するというので、7月にこの計画をよりよくするために一部見直しをし、説明会も実施しました。

(桑田委員)

この統廃合について、市民の、特に子育て世代の保護者の方から、待機児童は減らずに、行こうと思っていた幼稚園・保育所がなくなって遠くなることへの代案はないのかという意見を私は聞いています。例えば、送迎バスが出ることや、自転車で行けるように駐輪場を増やすなどの計画はないのかという意見です。市側では、様々なことを考え、うまくいくように計画をされていると思いますが、伝わっていない部分が非常に多く感じます。やはり丁寧な説明をしないと、穿って悪いほうだけ見たり、聞こえたりしてしまいます。人件費を削るから施設を減らすのかとか、建物を改修するお金がないから施設を減らすのかと思えば2億円をかけて改修したところを潰すのかなど、悪い部分だけが前へ出てしまっています。しかし、私は今回の計画は非常に良いと思います。待機児童も128人から109人と減っています。今後も待機児童を減らしていくために必要な措置だということが、残念ながらまだ伝わっていないと思うので、より伝える努力をするべきだと思います。また、幼稚園は教育委員会で、保育所は保健福祉でと分かれている部分があると思いますが、幼稚園が8園から4園になることと、保育所が6所から2所になることを別々に案内しては伝わらないので、待機児童の解消、子どもの居場所、放課後の居場所づくりに対して、市全体で捉えていることをしっかりとアピールしないといけないと思います。様々な中でも非常にウエートが

大きく、一番注力すべき部分であると思うので、今後の子育て世代に芦屋市へ入っていただくためにも、しっかりと横の連携を取って、地域の方にもご理解いただくことが大事だと思います。

もう1点、妊婦の健康診査という助成金は2,000万くらいかかっている計算ですが、効果はあったのでしょうか。

(事務局：三井部長) 妊娠から出産までの間の定期的な健康診査は必要であり、これに対する補助ですので、大事な事業だと思っており、効果はあると考えておりません。

(桑田委員) 対象者が1,247人で1万6,000円ほどと、かなりの金額を使っていますが、これをアピールできているのでしょうか。子どもができた方に対して、増やしましたとか、こういう制度がありますがご存じですか、産婦人科の方とも連携して、こういうふうになりました、芦屋市はこんなに頑張っていますというアピールをもっとしたほうが、ママさんネットワークで、あそこに行ったらこういうのを教えてくれたよということで非常にプラスになると思います。ひいては人口を増やすということにつながってくるので、やはり、ここも横の連携が非常に大事になってくると思います。

(小川委員) 先ほどのアプリの話ですが、母子健康手帳のスマートフォンアプリの導入は、この世代に関して非常に効果があるのではないかと思います。先ほどの妊婦健診助成も、母子手帳をお渡しするときにアプリをご案内し、例えば子どもの健診の情報や、インフルエンザの流行などという情報発信を行うことで、お母さん方の心配や、悩みの解消の1つになると思います。

(事務局：三井部長) 子育てタウンというアプリに約3年前から参画しています。このアプリは他市も多く参画されています。そのアプリを使い、市側からの発信もできますし、運営会社が、国の情報なども発信されます。子育てタウンは、1,000人くらいの方がダウンロードされています。先ほどの「市立幼稚園・保育所のあり方」の説明会もこのアプリで発信して、通知をさせてもらっているなど、様々な形で使っています。

母子健康手帳についても、アプリを導入しています。母子健康手帳の交付のときにご説明し、アプリを登録してくださいと案内しています。

健康診査助成金についても、そのときに引換券をお渡ししており、母子健康手帳の手続に来られた方には、ほぼ情報は行き渡っていると認識しております。おっしゃるように、アプリでの定期的な発信は効果的だと思っ

ていますので、手続に来られた方にはできるだけダウンロードしていただくよう勧めているところです。

(林委員長) それでは、次の事業8『里山(淡路市)』×『都市(芦屋市)』の魅力による子ども育成モデル事業」です。これは芦屋らしさをアピールする事業の中身になっているのでしょうか。芦屋らしさがこの事業でどのように伝わるかについて、ご説明いただけますか。

(事務局:北尾部長) この中で芦屋らしさということですと、一番はやはり芦屋の給食です。学校では芦屋の給食は日本一、世界一だとずっと言っておりましたが、他市から転入するお子さんとか、両方の給食を食べたことがあるお子さんでないとなかなか実感していただけませんでした。このたび、「芦屋の給食」というレシピ本を発行したところ、本になるほどクオリティーが高いということを示すことができたということが一番大きいのではないかと考えています。

(上月委員) このレシピ本については、大きな本屋さんにも置いてあるようで、売れ行きベスト1だったこともありますね。今日も栄養士の先生方と、食育と国語科の授業をどう関連させ実践するかという夏期研修講座があり、私も講師として参加いたしました。栄養士の先生方が非常に前向きで、国語科の授業のここでこういう栄養素についての話ができる、食育の一環として調理方法についての語彙を増やす授業ができる、などのアイデアがどんどん出てきました。レストランのシェフや農業協同組合、漁業協同組合とのコラボによる食育の授業も無料で実現しているということも聞きました。

レシピ本もその一つですが、そういう取組が芦屋の給食のよさ、芦屋の学校教育のよさの一つだとアピールできることにつながりますので、非常に良いと思います。栄養士の先生方の取組は、学校現場の授業改革ともつなぐことができるのではないのでしょうか。

そういう未来が広がる前向きな取組は、どんどん実行していただけたらと思います。あれだけの中身が1,000円でできるというのは素晴らしいことだと思います。

(林委員長) 実際に事業に取り組んだ方がやる気になっているというのはいいですね。自らがやったことの成果が見え、それが評価されているのは、取り組んでいる本人にとっては嬉しいし、そういう評価であってほしいですね。

(桑田委員) この事業は、交付金を使っていますが、赤字ですか。

(事務局：稗田部長) 初版はほとんど収入にはなっていません。重版分から多少、市にも収入が入ってくる形にはなっています。

(桑田委員) 重版からプラスになっていくということでしょうか。

(事務局：稗田部長) もうけにはなっていません。ただ、印刷費等を含め、通常要する経費の範囲内で賄っているという状態です。

(桑田委員) 私もこの給食を食べて育った世代ですので、非常に思い出があります。この取組は非常に良く、給食がおいしいというのは子育て世代に非常にダイレクトに響きます。中学校の給食も順次進めていっているということも非常に大きいです。共働きの人はお弁当をつくれなため、中学校給食がないなら入れられないという意見はこの10年あったと思いますので、中学校の給食が始まるというのは非常にプラスだと思います。

ただ、芦屋の良さは給食以外にももっとあるはずなので、そこをピックアップして、できたら育児と子育てを地域とつなげていくような取組になれば良いと思います。非常に良い、成功体験のモデルケースだと思うので、単発で終わらずに、行政としても長い目で見てほしいと思います。

ただ、上二つでいうと、交付金をもらうために淡路島の品を使わざるを得なかったのでしょうか。芦屋だけではできなかったのでしょうか。

(事務局：稗田部長) その交付金を受ける事業として形をつくっていく中で、市単独で行うのではなく、近隣市と連携して、先進的な取組という見せ方を含めて進めていこうとしました。淡路市とは神戸隣接市・町長懇話会でもつながりがあり、本市の教育委員会の中で一つの大きな魅力である給食について接点を設けることはできないかということで、食材の供給元である淡路市と一緒に進めようということで提携いたしました。

(桑田委員) 懇親会などのつながりがあるのなら、もっと活用して、給食の素材でもいいし、阪神間モダニズムといったこの阪神一帯の地域で培った文化は、芦屋のよさだと思うので、ここを注力して前へ出していく施策が今、必要だと思います。

(事務局：稗田部長) その延長線上にあるのが、先ほど申し上げた2市1島として、淡路市、洲本市、神戸市と連携し、それぞれの魅力を合わせて発信しようとしているものです。例えば日常では芦屋で住みながら、週末は淡路島でレジャーをすとか、逆に淡路の自然の中で住みながら、都心部の神戸や芦屋で仕事をしていただくとか、様々な生活パターンを合わせたものが提供できる

のではないかと思っています。

(林委員長) それでは、最後の9「子どもの体力向上施策」はいかがでしょうか。

(寺見副委員長) かなり低いのですか。

(事務局：北尾部長) 低いです。

(林委員長) そんなに深刻なのでしょう。

(寺見副委員長) この数値は深刻だと思っています。

(桑田委員) やはり低いとまずいのでしょうか。

(事務局：北尾部長) もちろん子どもたちは普通に学校に登校していますし、元気に生活していますが、学力学習状況調査が全国平均から比べて非常にいい一方、体力面が低いということは、バランスがとれておらず課題であると考えております。

それから、やはり都会ですので、運動量が少ないのではないかとということで、小さいときから運動遊びを好きになり、生涯、体を動かす習慣を就学中につくっていくことが大事と考えております。このたび、就学前の施設から運動遊びにかかわるような器具を配ったり、学校で縄跳びを配ったりして、みんなで体を動かす楽しさを味わっていきながら、年齢の低い段階から、遊びながら体力づくりができる環境を作ろうと実施しました。

(小川委員) 28年度の数字が落ちていますが、原因はありますか。

(事務局：北尾部長) 特に原因を分析できてはいませんが、測定種目が決まっているため、その前に練習をすれば上がると思いますが、それでは本末転倒になりますので、やはり体を動かすことが好きな子どもを育てていくほうが大事だと考えております。数字的には上がっていくことが望ましいのですが、一朝一夕にというよりは地道な取組を続けていきたいと考えております。

(上月委員) 測定種目が変わったわけではありませんよね。

(事務局：北尾部長) そうではありません。

(桑田委員) スポーツフェスタや健康づくりイベントを実施したり、キッズスクエア事業を拡大したりすれば、おのずと上がってくるというのは安易な考えでしょうか。

(事務局：北尾部長) 学校教育でできるところにも限界はあると思います。そういうふうにして体を動かすことが好きであれば、社会体育など、それぞれの機会に子どもたちが参加する割合が増えるであろうと考えておりますので、様々な受け皿の中で子どもたちが体力を伸ばしていければと考えています。

(寺見副委員長) 親子で「あしやさんぽ」を活かすというのはいかがでしょうか。

(田中委員) 言われているのは、学校の中での運動ですね。家庭でも朝から晩まで、休みはスマホで遊んでいるという関連はどう考えられますか。公園には本当に子どもが来ません。私の家の前に公園がありますけど、夏休みに入っても子どもの声は全く聞こえません。他の公園でもほとんどそのようです。隣に広い公園があり、そこには多少は来ていますが。運動するより、スマホでゲームをするほうがおもしろいという子のはるかに多いみたいですね。学校の時間内だけでの運動量では不足しています。

そうはいつでも、行政による命令で制限はできないと思いますが、やはりそういう子どもたちが運動に興味を持つような施策を考えないといけません。運動量が足りないからといって遊具を作ったとしても、公園に来なかったらどうしようもないです。そういうものを含めて、何か策があれば考えてほしいと思います。

(林委員長) 方向性は示されていますが、具体策はどうでしょうか。

(事務局：北尾部長) 子どもたちがスマホやゲームでなくて、体を動かすほうを選ぶということには、それなりの魅力がないといけないと思います。そのため、やはりそのような遊びとか、子どもたちの間で流行するような仕掛けが必要だと思います。みんなで取り組んで楽しかったということを体験させていながら、それを家庭の空いた時間にも仲間と一緒にやろうというように持っていかないと難しいと思います。もちろんご家庭に対する啓発も続けていこうとは思いますが、子どもたちの運動に親しむ傾向と保護者の方の傾向が似ているところもありますので、遠回りですが、やはり大人の方にもスポーツを楽しんでいただくということを推進していかなくてはいけないと思います。

(田中委員) 家庭の教育は親がするのですから、親が知らない顔をして、スマホで遊び放題の子をほっておいたら、いくら魅力ある道具をつくってもだめだと思います。強制はできなくても、親の教育を多少はやってもらわないといけません。親がほとんど放任で何も言わないので、子どもはおもしろいから何時間でもやっています。行政の人にそういう教育というのは酷かもしれませんが、やはりそういう方向に持っていくように、まず親のほうに仕向けてほしいです。

現実にも私も何人か知っていますが、親が絶対に子どもにスマホを与え

ないという人も知っています。与えなかったら、最初は文句を言っていますけど、そのうちに諦めて外で遊んだり、図書館に行ったりしています。一番簡単なのは、スマホを与えないでいいことです。強制しろとは言いませんが、子どものご機嫌を取るのではなくて、親のほうにも多少そういうふうに向けるようにアドバイスしてあげてほしいです。

(事務局：川原部長) 芦屋キッズスクエアの中でというお話もありましたが、キッズスクエアの中では昔遊びが基本になっており、体を動かし、昔のアナログな遊びということでやっています。子どもたちがスマホだけではなく、人との関わりがおもしろいとか、体を使って遊ぶのが楽しいという体験をしてもらいたいという思いでやっています。子どもたちは非常に楽しそうに遊んでいますので、それが家庭にも広がるといいかなと思っています。

また、スマホの上手な使い方といった講習会や研修会、講演会のようなものを実施したこともございます。子どもたちの体力向上につながるようなことということでも良いと思います。

(林委員長) スマホを通じて子どもが犯罪に巻き込まれるという事例も最近増えています。そういう教育も必要なのかなとは思いますが。これは大学でもやっていますので、それぞれの年代に合わせて必要になってくるのかなとは思いますが。

一通り進んだところですが、これだけは言っておきたいということはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、議題3です。今後の進め方、日程について説明をお願いします。

## 次第8 議題(3) 今後の進め方、日程について

(事務局：中西課長) 事務局といたしましては、本日配付させていただきました資料と、この委員会でいただいたご意見をもとに昨年度の取組をご評価いただき、さらに最善につなげていきたいと考えております。

次回は8月16日水曜日、18時より東館3階大会議室での開催を予定しております。各委員におかれましては、追加のご質問、ご意見がございましたら、8月7日月曜日までに事務局まで電子メール等でご連絡いただければと思います。ご質問につきましては、次回の委員会開催前までに取りまとめまして、委員の皆様にご回答させていただき、ご意見につきましては、本日頂戴したご意見とともに次回の委員会でご意見の一覧として資料を配

付させていただきたいと考えております。

次回は、その内容を踏まえまして、さらにご議論いただきたいと考えております。非常に日のない中での開催となりまして、誠に申しわけありませんが、ご協力をよろしくお願いいたします。

(林委員長) 8月7日までにご意見をいただきたいということですね。それも含めて次回の会議の前に資料をいただけますでしょうか。

(事務局：中西課長) はい。

(林委員長) 大変慌ただしいかとは思いますが、当日ではなくて事前にいただければ、こちらも大変ありがたいと思います。

また、先ほども申しましたけれども、何らかの都合で出席できない場合は、事前にご意見いただければと思います。

それでは、議題の4、その他について、事務局からお願いします。

#### 次第8 議題(4) その他

(事務局：中西課長) 本日の会議録につきまして、案がまとまり次第、各委員の皆様にご送付させていただき、内容をご確認いただきます。また、冒頭申し上げましたとおり、会議録をホームページにおいて公表させていただくこととなりますのでご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

(林委員長) それでは、本日の委員会は以上でございます。本日はありがとうございました。

以 上